

新宿区放課後子どもひろば安全管理指針

平成 23 年 9 月 6 日付 23 新子総児第 813 号課長決定

平成 24 年 2 月 21 日付 23 新子総児第 1589 号課長決定

本指針は、「放課後子どもひろば」（以下ひろば）の的確な安全管理の実施のために策定するものである。

I 区及び受託事業者の役割と責務

安全管理について区、受託事業者（本部、管理責任者、支援者）間での意識の共有及び役割の明確化を図ることにより、ひろばの安全性を確保する。

1. 区

区は、ひろばの運営事業に責任を負うとともに、事業の安全確保に努める。

- (1) 区はひろばの安全管理に関する基本的な事項を定めた「安全管理指針」を定めるとともに、安全管理の具体的な行動指針となる「安全管理の手引」を作成する。
- (2) 区は必要に応じて各ひろばを巡回し、実施会場の施設・設備の安全性を確保するとともに、運営状況を確認する。
- (3) 区は、利用児童が事故、災害、不審者等の被害に遭うことがないように、情報の収集・提供や指導を行う。
- (4) 区は各ひろばの受託事業者が契約を遵守し、ひろばを運営するように指導する。
- (5) 区はひろばに係わる人を対象に安全に関する指導をする。

2. 受託事業者

- (1) 受託事業者は、区が「安全管理指針」や「安全管理の手引」等を定める際に協力する。
- (2) 事件・事故発生時には管理責任者と連携し、速やかに区へ状況を報告する。

3. 管理責任者

- (1) 事業実施中には、活動場所ごとに必ず 1 名以上の支援者を配置する。
- (2) 管理責任者は、活動前と活動時間中のひろばの安全を確保する。
- (3) 管理責任者は、事件・事故発生時には他のスタッフへの指示、記録等を行う。

4. 遊びの支援者・学びの支援者等

遊びの支援者、学びの支援者及びボランティアは、事業実施時に事件・事故が発生した時には管理責任者の指示を受け対応する。

Ⅱ 日常の安全管理

区及び受託事業者は、学校と連携し、次の事を行う。

1. 安全管理体制の整備

- (1) 受託事業者は区の「安全管理の手引」をもとに、それぞれのひろばの活動内容・施設条件・地域の実態等に即して具体的な行動指針となる「安全管理の手引」をひろば毎に作成する。
- (2) 受託事業者は安全管理の視点から事前に管理責任者や支援者の配置、施設、事業内容について点検し、安全を確認し、必要な改善を行う。
- (3) 区はひろばの実施関係者（区、受託事業者、関係機関等）の連絡体制を定め、関係者に周知する。また、受託事業者（本部）は保護者の連絡先及び緊急連絡先をあらかじめ把握し、必要な情報を管理責任者と共有する。
- (4) 区、受託事業者は、事故・災害等の発生時の学校との連携・協力体制や、保護者への児童の引渡し方法など、緊急時における対応策をあらかじめ整備し、関係者・保護者の共通理解を得る。
- (5) 区、受託事業者は、説明会、パンフレットの配布等で活動内容や趣旨を事前に保護者に伝え、児童の健康状態や天候等により参加の適否を判断するよう周知する。
- (6) 学校、地域の諸団体等に区、受託事業者は事業について説明し、児童の保護・安全確保等の協力が得られる内容を確認する。
- (7) 運営スタッフ、ボランティア、登録児童等は、原則として傷害保険等に参加することとする。
- (8) 学校において予防すべき感染症にかかった運営スタッフは、感染症の拡大予防のためひろばの運営に係わることができないことを徹底する。

2. 児童の健康管理

- (1) 受託事業者は運営スタッフに児童の健康に配慮した、無理のない活動計画を立てるよう指導する。
- (2) 受託事業者は急病・けが等の発生に対応できるよう応急手当用品を準備し、薬品等の内容を点検するとともに、健康に関する情報に留意する。
例) 光化学スモッグ情報、インフルエンザ情報、食中毒、アレルギー等

3. 事故対策

- (1) 管理責任者、遊び支援者、学び支援者は児童が事故に遭わないように活動室、遊具を常に点検し、危険箇所について対策を講じる。
- (2) 危険箇所等の情報を管理責任者に集約する。
- (3) 管理責任者は、近辺の交通状況を把握し、危険箇所の周知等を行い、交通事故の発生防止に努める。

4. 犯罪対策

- (1) 不審者の侵入防止に留意する（出入口、立て札、受付の設定、警報装置等）。
- (2) 必要に応じて学校の管理職、警備員、主事等に活動内容を伝え、安全について確認する。

5. 災害対策

注意報及び警報発令の際には「安全管理の手引」に基づき区と受託事業者、学校で対応を確認し、大雨、台風等の被害に遭わないよう対策を講じる。

Ⅲ 事業実施中

管理責任者は、支援者と協力し次のことを行う。

1. 管理責任者及び支援者は、事業実施当日に安全確認の時間をとり、活動内容と進行方法を確認するとともに、事件・事故発生時の役割分担（通報、救護、避難等）を定める。
2. 管理責任者は、活動場所内外の安全確認を行うとともに、児童の健康状態や活動の様子に留意し、必要に応じて保護者へ連絡する。
3. 管理責任者は、周辺で不審者情報、事件・事故情報が入った場合には適切に対処する。
4. 管理責任者は、健康に関する情報に留意し、注意報などが発令された場合は、速やかに児童への周知徹底を図る。
5. 管理責任者は、児童の帰宅時には、安全に帰宅できるよう指導を行う。

Ⅳ 事件・事故発生時

1. 管理責任者は「安全管理の手引」に基づき、現状を的確に把握し、参加者の安全を確保し、二次災害の防止に努める。
2. 管理責任者は支援者と役割分担し、下記の対応を行う。
 - (1) 急病、けが
 - ア 適切な応急手当を行い、医療機関及び保護者、区、学校、受託事業者本部等に連絡する。
 - イ 原因となった設備・道具を即時使用禁止とする。
 - (2) 不審者等
 - ア 児童を安全な場所へ避難誘導するとともに、警察へ通報する。
 - イ 区、学校、受託事業者本部及び保護者へ連絡し、帰宅時の安全を確保する。

(3) 気象災害、火災等

「安全管理の手引」に基づき、区、事業者本部、学校と連携し、適切な対応を行う。

(4) 地震災害

「安全管理の手引」に基づき、区、事業者本部、学校と連携し、適切な対応を行う。

3. 事後処理

区は受託事業者と連携し、必要に応じてマスコミへの対応、保護者、関係者への説明会を開催するとともに、事件・事故に関する記録を作成する。